

平成23年5月19日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成22年(ネ)第3427号不当利得金返還請求控訴事件

(原審・大阪地方裁判所平成21年(ワ)第20002号)

口頭弁論終結日 平成23年2月10日

判 決

大阪市都島区東野田町二丁目8番8号

控 訴 人 株式会社クラヴィス
(以下「控訴人クラヴィス」という。)

同代表者代表取締役 蔵 内 英 人

同代理人支配人 米 谷 幸 治

東京都千代田区大手町一丁目2番4号

控 訴 人 プロミス株式会社
(以下「控訴人プロミス」という。)

同代表者代表取締役 久 保 健

同訴訟代理人弁護士 金 本 恒 二 郎

大阪市 [REDACTED]

被 控 訴 人 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 増 田 尚

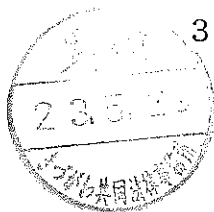
主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人らの敗訴部分を取り消す。
- 2 上記取消部分に対する被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1審、第2審とも、被控訴人の負担する。



第2 事案の概要

- 1 被控訴人は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けて貸金業を営んでいた控訴人らとの間で、反復継続して金銭の借入れと返済をする金銭消費貸借取引を行い、利息制限法1条1項所定の制限を超過する利息（以下「制限超過利息」という。）を支払ったところ、本件は、被控訴人が、控訴人らに対する返済金のうち上記制限を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）をそれ以降に発生した借入金債務に充当すると過払金が発生しており、かつ、控訴人プロミスは、控訴人クラヴィスの被控訴人に対する過払金返還債務を重疊的に引き受けたとして、不当利得返還請求権に基づき、控訴人クラヴィスに対しては、同控訴人との金銭消費貸借取引から発生した過払金130万1281円及び平成19年8月15日までに既発生の利息6144円の合計130万7425円並びに上記過払金に対する同日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求め、控訴人プロミスに対しては、控訴人らとの金銭消費貸借取引から発生した過払金166万5433円及び平成21年8月11日までに既発生の利息3万5990円の合計170万1423円並びに上記過払金に対する同日から支払済みまで同割合による利息の支払を求めた事案である。

原審は、被控訴人の控訴人クラヴィスに対する請求のうち、130万7425円及び内金130万1281円に対する平成19年8月16日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払を求める限度で、被控訴人の控訴人プロミスに対する請求のうち、170万1423円及び内金166万5433円に対する平成21年8月12日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払を求める限度で理由があるが、その余はいずれも理由がないとして被控訴人の請求を一部認容した。控訴人らは、これを不服として控訴をした。

- 2 当事者双方の主張等は、3に当審における被控訴人の主張を付加し、次のと

おり改めるほかは、原判決「事実及び理由」中の第2の1及び2（原判決2頁末行から5頁下から2行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決3頁(2)ア2行目、同イ2行目の各「別紙」をいずれも「原判決別紙」と改める。
- (2) 原判決4頁(5)1行目の「別紙」を「原判決別紙」と改める。
- (3) 原判決5頁(3)2行目の「別紙」を「原判決別紙」と改める。
- (4) 原判決5頁(4)を次のとおり改める。

〔(4)ア 同(4)のうち、控訴人プロミスが、平成19年6月18日、控訴人クラヴィスとの間で、本件基本合意書及び本件業務提携契約書（甲4）を取り交わしたこと、被控訴人が、同年8月15日、控訴人プロミスとの間で、切替契約（本件取引2の基本契約）を締結し、当時の控訴人クラヴィスに対する約定残債務額である49万3580円を控訴人プロミスが被控訴人に代行して控訴人クラヴィスに振りこむことを委託する旨の残高確認書兼振込代行申込書（乙2）を取り交わしたことは認め、その余は否認する。

控訴人プロミスは、控訴人クラヴィスとの間において本件営業譲渡等及び本件債務引受の合意をしたことはない。

イ 仮に、本件債務引受の合意が存したとしても、控訴人らの内部的な一条項にすぎず、要約者、諾約者間の補償関係はあるとしても、受益者、要約者間の対価関係が存在しないという例外的な場合である。ただし、補償関係といっても個々の貸付取引との関係で控訴人らの関係を見れば補償関係は存在せず、むしろ控訴人プロミスが連帯債務を履行することによって新たな求償関係が発生し、事後求償権が充たされることによって収支バランスが回復される関係にある。このように対価関係がなく、補償関係も抽象的で事後調整的なものであることに鑑みると、第三者である被控訴人が控訴人プロミスに対して取得すると

いう履行請求権は法的要保護性の度合いが低いといわざるを得ない。

そして、本件債務引受の合意がなされた当時、具体的な第三者はまだ1人も存在せず、将来の不特定多数人のための条項であるから、このような関係者の利益状況や権利の希薄性、抽象性を重視すれば、控訴人プロミスに対する直接の履行請求権を被控訴人に取得させる内容ではないというべきであり、通常の第三者のためにする契約とは異なる扱いをすべきである。

ウ 仮に、本件債務引受の合意が被控訴人を第三者とする第三者のためにする契約に当たるとしても、控訴人プロミスは、被控訴人が受益の意思表示をする前の平成20年12月15日に控訴人クラヴィスとの間で債権譲渡契約書に係る変更契約書（甲5。以下「本件変更契約書」という。）を取り交わし、本件債務引受の合意を解除することを合意した。

エ また、仮に、本件債務引受の合意が上記第三者のためにする契約に当たるとしても、第三者である被控訴人は、控訴人プロミスが控訴人クラヴィスが契約顧客に対して負うべき債務について、併存的に債務を引き受けるという本件債務引受条項を知らないのであるから、被控訴人自身のために契約が締結されたとの事実を認識しておらず、残高確認書兼振込代行申込書（乙2）が取り交わされたことをもって受益の意思表示がなされたとみることはできない。」

3 当審における被控訴人の主張

控訴人クラヴィスの支配人米谷幸治（以下「支配人米谷」という。）が同控訴人の代理人として訴訟行為を行うことについては異議がある。

第3 当裁判所の判断

1 控訴人クラヴィスの支配人米谷の訴訟代理権について

被控訴人は、当審における第1回口頭弁論期日において、控訴人クラヴィス

の支配人米谷が同控訴人の代理人として訴訟行為を行うことについて異議を述べたが、弁論の全趣旨によれば、控訴人クラヴィスの訴訟代理人米谷は支配人として登記された者であり、商法21条1項により、本件訴訟について、裁判上の行為を行う代理権を有するものであると解される。したがって、被控訴人の上記異議は理由がない。

2 本案について

当裁判所も被控訴人の請求は、いずれも原判決認容の限度で理由があり、その余は失当であると判断する。その理由は、次のとおり改めるほかは、原判決「事実及び理由」中の第3の1及び2（原判決6頁1行目から11頁2行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決8頁ア1行目から9頁5行目までを次のとおり改める。

「ア 証拠（甲3，4，甲18，乙2ないし6）及び弁論の全趣旨によれば、

①控訴人プロミスは、プロミスグループ国内金融子会社の再編を行うため、控訴人プロミスの完全子会社であった控訴人クラヴィス（当時の商号「株式会社クオークローン」）との間で、平成19年6月18日、本件基本合意書及び本件業務提携契約書（甲4）を取り交わしたこと、②本件業務提携契約書には、控訴人クラヴィスが切替契約を締結した契約顧客に対して負担する利息返還債務及びこれに付帯して発生する経過利息の支払債務その他一切の債務について、控訴人らが連帯してその責めを負う旨の条項（5条2項。以下「本件債務引受条項」という。）があること、③控訴人クラヴィスとの間で本件取引1を行っていた被控訴人は、平成19年8月15日、控訴人クラヴィスから促されて、控訴人プロミスとの間で、切替契約（本件取引2の基本契約）を締結するとともに、当時の控訴人クラヴィスに対する約定残債務額である49万3580円を控訴人プロミスが被控訴人に代行して控訴人クラヴィスに振り込むことを委託する旨の残高確認書兼振込代行申込書（乙2）を取り交わしたこと（この点は、被控訴人

と控訴人プロミスとの間において争いがない。), ④同書面には「私は、プロミスグループ再編により、株式会社クオークローン/サンライフ株式会社に対して負担する債務を、新たにプロミス株式会社からの借入により完済する契約の切替について、以下の1から4の内容を確認・依頼・同意のうえ署名します。」「契約切替後のお問合せ窓口、および株式会社クオークローン/サンライフ株式会社における本日までの取引に係る紛争等の窓口は、従前の契約先に係わらずプロミス株式会社となることに異議はありません。」との記載がされていること、⑤上記切替契約に基づく被控訴人に対する上記金額の貸付けの実行として、上記金額を控訴人クラヴィスの口座に振りこむ処理を行ったこと、⑥以後、上記切替契約に基づく控訴人プロミスと被控訴人との間で本件取引2が行われたことが認められる。

以上の事実によれば、控訴人プロミスは、プロミスグループ国内金融子会社の再編に伴い、控訴人クラヴィスとの間で、本件基本合意書及び本件業務提携契約書を取り交わしたものであり、本件業務提携契約書の本件債務引受の条項は、控訴人クラヴィスが契約顧客に対して負担する過払金の不当利得返還債務及びこれに付帯して発生する民法704条前段に基づく利息債務その他一切の債務を控訴人プロミスが控訴人クラヴィスと連帯して重疊的に引き受けるというものであって、このように契約顧客の利益を図ることを通じて上記会社再編に伴う顧客離れを防止し、これによって円滑な再編を目指そうとしたものであると解される。したがって、本件業務提携契約書の本件債務引受の条項によって、契約顧客を第三者とする第三者のための契約が締結されたと解するのが相当である。

控訴人プロミスは、仮に、本件債務引受の合意が上記第三者のためにする契約に当たるとしても、第三者である被控訴人は、本件債務引受条項を知らないのであるから、被控訴人自身のために契約が締結されたとの認識を有しておらず、残高確認書兼振込代行申込書が取り交わされたことをも

って受益の意思表示がなされたとみることはできないと主張する。そこで検討するに、上記判示のとおり、本件債務引受の合意は、上記会社再編に伴う顧客離れを防止する措置の一環として、契約顧客に不利益を与えないようにする趣旨でなされたものであって、控訴人らにおいて、上記切替契約の締結に応じた顧客が受益者となることを当然に予定した合意であると考えられるところ、上記認定事実によれば、控訴人らは、プロミスグループの再編に伴い、被控訴人の控訴人クラヴィスに対する債務を控訴人プロミスに対する債務に切り替え、控訴人クラヴィスにおける切替契約日までの取引に係る紛争等の窓口を控訴人プロミスとする旨が記載された控訴人ら宛の残高確認書兼振込代行申込書に署名させているのであるから、上記署名をした被控訴人としても、プロミスグループの側における会社再編という事情に基づく上記切替契約によって被控訴人に何らかの不利益が生じることのないような態勢で控訴人プロミスが対応するものと考えて上記切替契約に応じたものと解されるのであり、被控訴人が上記内容の残高確認書兼振込代行申込書に署名することをもって、控訴人プロミスに対する民法537条2項の受益の意思表示をしたものと評価することができるというべきである。したがって、控訴人プロミスの上記主張は採用できない。」

- 3 以上の次第で、被控訴人の、控訴人クラヴィスに対する請求は、130万7425円及びうち130万1281円に対する平成19年8月16日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める限度で、控訴人プロミスに対する請求は、170万1423円及びうち166万5433円に対する平成21年8月12日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払を求める限度で、それぞれ理由があるからこれを認容し、その余の請求はいずれも理由がないからこれを棄却すべきであり、これと同旨の原判決は正当である。

よって、本件控訴をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 安 原 清 藏

裁判官 坂 倉 充 信

裁判官 矢 田 廣 高

これは正本である。

平成23年5月19日

大阪高等裁判所第12民事部

裁判所書記官 坂井良雄

